

2025 (R7). 3. 28 作成

2026 (R8). 3. 05 更新

2026 (R8). 5. 08 更新

【宜野湾市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	9,464	9,314	9,094	9,003	8,913
② 予備機を含む 整備上限台数	0	0	10,458	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	9,094	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	9,094	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100%	100%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	0	1,344	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	1,344	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	14.78%	0%	0%

(確認事項)

- ・児童生徒数は、小学校 9 校、中学校 4 校の児童生徒数の合計とする。
- ・予備機については、国の補助上限の 15% を念頭に、常時活用を可能とするための十分な台数を整備する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・令和 8 年度に児童生徒用 9,094 台、予備機を 1,344 台、合計 10,438 台の更新を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：10,304 台

○処分方法

- ・その他（更新事業者及び保守業者に委託）：9,564 台
- ・その他（サポート切れまで学校で継続して利用する）：740 台

使用可能な端末は、学校支援員等の業務端末としての活用や、オンラインでの授業配信を行う際の補助端末として活用する。また、再使用等できない端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託する予定。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- 処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 10 月 使用済端末の精査

令和 8 年 12 月 使用済端末の事業者への引き渡し